

「指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス」 利用契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人ま心苑会（以下「事業者」という。）は、契約者がま心苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護及び介護予防通所介護相当サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画」という。）は、別紙「通所介護計画書及び介護予防通所介護相当サービス計画書」に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約日から6ヶ月とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2 契約満了の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

（通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとします。

2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画が作成されていない場合でも、通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画を変更するものとします。

5 事業者は、通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外サービス）

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供するものとします。

2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かり易く説明するものとします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約書に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随することとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができません。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第7条 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：負担割合証に応じ1割～3割負担)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4 契約者は、第3項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了時に、支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条 契約者は、利用期日前において、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が応じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

(守秘義務等)

第11条 事業所及びサービス従事者又は従業員は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 第2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第12条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第13条 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

第五章 損害賠償

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第18条から第20条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第18条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一 第6条第3項、第9条第3項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る居宅サービス計画及び介護予防相当サービス支援計画が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第19条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第21条 第17条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

(契約当事者の変更)

第22条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所	熊本県八代市敷川内町2251番地の1
事業者名	ま心苑デイサービスセンター
代表者氏名	左右田 弘子 印

契約者住所	
契約者氏名	印

代理人住所

代理人氏名

印

家族代表者住所

家族代表者氏名

印